

修正案に対する執行部見解

修正案 1 (高岡地区教職員組合)

(執行部見解)

近年の組合員の要望は教育政策に関するものが多いため、2020年度から「教育政策と運動」をIに配置した。また、日教組ではI「教育政策と運動」に「すべての子どもたちのゆたかな学びを保障する」ことを掲げており、県教組もこれに賛同している。

憲法と民主主義(平和・人権・環境)に関するとりくみは、2020年度からVI「組織政策と運動」の2に配置している。これは、平和・人権・環境に関するとりくみは他団体との連携が必要と考えていることが理由である。なお、憲法に関するとりくみを軽視することなく、県平和運動センター等と連携して行う予定である。

これらのことから執行部としては原案の配列で運動方針を提案したい。そして、憲法と民主主義に関するとりくみは、原案で十分達成されるものと考えられるため、修正案の取り下げを提案したい。

修正案 2 (高岡地区教職員組合)

(執行部見解)

教育条件や労働条件の改善では、広く教育関係諸団体と連携を強めてとりくみたいと考えている。しかし政治課題については、県教組とは異なる考え方をもつ団体もあることから、県教組の運動方針を理解している団体と協力し、運動をすすめていきたいと考えている。

以上のことから、執行部としては原案の運動方針を提案したい。したがって、修正案の取り下げを提案したい。

修正案 3 (富山地区教職員組合)

(執行部見解)

署名活動を含めた中学校全学年での35人以下学級実現に関するさまざまな活動は、II-2-(1)①に含まれている。また、高教組や県内各種団体とはすでに多くの活動で連携したり、意見交換を行ったりしており、今後は状況に応じて協力したい。なお、教育条件の改善における他団体との協力についてはVI-4-(1)にすでに記載されている。

また、政治課題については、県教組の運動方針を理解している団体と協力し、運動をすすめていきたいと考えている。政党支持については、原案の運動方針でも組合員個人の政党支持の自由は保障している。

以上のことから、修正案の内容は原案で十分達成されるものと考えられるため、修正案の取り下げを提案したい。

以上の見解を示し、それぞれの修正案の提出者に取り下げを求めましたが、どれも採決を希望されたので、審議をいたします。

※「審議回答書および修正案審議回答書」を参照